

最高裁人給A第28号

(人い-5)

平成15年12月3日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 竹 崎 博 允

民事調停官及び家事調停官に支給すべき手当の額について

(通達)

標記の手当の額について、別表のとおり定めましたので、これによって支給してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

付 記

この通達は、平成16年1月1日から実施する。

付 記(平成16.3.29最高裁人給A第4号)

- 1 この通達は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に支給原因となる事実が生じた手当については、なお従前の例による。

付 記(平成18.3.28最高裁人給A第000291号)

- 1 この通達は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に支給原因となる事実が生じた手当については、なお従前の例による。

付 記(平成22.3.26最高裁人給A第000185号)

- 1 この通達は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に支給原因となる事実が生じた手当については、なお従前の例による。

付 記（平成23.3.30最高裁人給A第000099号）

- 1 この通達は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に支給原因となる事実が生じた手当については、なお従前の例による。

付 記（平成24.3.23最高裁人給A第000188号）

- 1 この通達は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に支給原因となる事実が生じた手当については、なお従前の例による。

付 記（平成26.3.18最高裁人給第73号）

- 1 この通達は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に支給原因となる事実が生じた手当については、なお従前の例による。

(別表)

民事調停官及び家事調停官手当の支給区分別金額

支 給 区 分		金 額 (円)
A	定例執務日に執務したとき。	31,300
B	臨時執務日に指定された期日について執務した場合 当該執務に要した時間が6時間以上のとき。	31,300
C	当該執務に要した時間が6時間未満のとき。	15,600

(注)

- 1 定例執務日とは、平成15年12月3日付け最高裁人任A第9号事務総長通達「民事調停官及び家事調停官の任免等について」記第3に定める日をいう。
- 2 臨時執務日とは、同通達記第4に定める日をいう。
- 3 定例執務日に執務した場合であっても、その執務時間を考慮して支給区分Aの項の金額の欄に掲げる金額を支給することが適当でないときは、支給区分Cの項の金額の欄に掲げる金額を支給するものとする。